

2024年4月1日

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

約款・規定集の改定について

「印鑑レス」の実施に伴い、当社約款の一部を2024年4月1日を効力発生日として改定いたします。詳細につきましては、以下の新旧表をご確認いただきますようお願いいたします。

以上

《新旧対照表》

(下線部分が改定箇所です。)

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引 第4条 (総合届出印鑑) お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届(又は署名届)を届出いただけます。ただし、すでにその届出がされている場合には、<u>その印影(又は署名)が届出印鑑(又は届出署名)</u>となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印影または署名を当社への届出印鑑または届出署名として取扱わせていただきます。</p> <p>第5条 (印鑑照合等) 本契約口座についての総合届出印鑑(又は届出署名)、届出住所、氏名等の照合は、第3条の申込書に押捺された印影(又は署名)及び記載された住所・氏名等をもって届出印鑑(又は届出署名)、住所、氏名とします。</p> <p>第2節 金銭の受渡方法 第8条 (免責) 当社が所定の書類に押捺された印影(又は署名)とお届出の印鑑(又は署名)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。</p> <p>第7節 雑則 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影(又は署名)がお届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p style="text-align: center;">第2章 保護預り約款</p> <p>第6条 (当社への届出事項) (1) 当社所定の書類に押捺された印影(又は署名)及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引 第4条 (総合届出印鑑) お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出いただけます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。</p> <p>第5条 (印鑑照合等) 本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第3条の申込書に押捺された印影及び記載された住所・氏名等をもって届出印鑑、住所、氏名とします。</p> <p>第2節 金銭の受渡方法 第8条 (免責) 当社が所定の書類に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。</p> <p>第7節 雑則 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p style="text-align: center;">第2章 保護預り約款</p> <p>第6条 (当社への届出事項) (1) 当社所定の書類に押捺された印影及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住</p>



新	旧
<p>届出の印鑑(又は署名鑑)、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>第13条 (保護預り証券の返還) 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ届出印(又は署名)を押捺して提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 振替決済口座管理約款</p> <p>第10条 (振替の申請) (2)お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、<u>届出の印鑑を押印(又は署名)</u>して提出するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 外国証券取引口座約款</p> <p>第 4 節 雑 則</p> <p>第24条 (届出事項) お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、<u>印鑑(又は署名)</u>及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p>第30条 (免責事項) ③ 当社所定の書類に押印した印影(又は署名)と届出の印鑑(又は署名鑑)とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 累積投資取引規定</p> <p>第7条 (投資信託の受益権または金銭の返還) (2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれをおこなうものとし、当社は当該請求にかかる投資信託の受益権または金銭を届出印(又は届出署名)の押捺(又は署名)された所定の受領書と引換えに、取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。なお、各コースにかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法によりおこなうものといたします。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 MRF自動スイープ取扱規定</p> <p>第2条 (MRF自動スイープの利用) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、<u>捺印(又は署名)</u>のうえ申込、当社が承諾した場合に MRF 自動スイープを利用できます。</p>	<p>所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>第13条 (保護預り証券の返還) 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ届出印を押捺して提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 振替決済口座管理約款</p> <p>第10条 (振替の申請) (2)お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、届出の印鑑を押印して提出するものとします。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 外国証券取引口座約款</p> <p>第 4 節 雑 則</p> <p>第24条 (届出事項) お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p>第 30 条 (免責事項) ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 累積投資取引規定</p> <p>第7条 (投資信託の受益権または金銭の返還) (2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれをおこなうものとし、当社は当該請求にかかる投資信託の受益権または金銭を届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。なお、各コースにかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法によりおこなうものといたします。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 MRF自動スイープ取扱規定</p> <p>第2条 (MRF自動スイープの利用) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ申込、当社が承諾した場合に MRF 自動スイープを利用できます。</p>

以上